

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 03：後志 市町村 09：京極町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕（注1）	
		林班	小班	(ha)		
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	50.80	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		2	全域	71.90		
		3	1～4、9～15	49.65		
		4	1、3、8、17～19、21～26	58.62		
		5	4、5、14、47～49	14.33		
		6	7	0.36		
		29	14～18、29、31、36、43、44	21.04		
		30	1、2、6、7、9～14、16～21、23～25、27～30、37～45	67.05		
		31	2～6、9、12、14、16、18～21、23～36、38、41～50、52～58	73.26		
		32	1、2、5～14、16～22	76.69		
		33	全域	92.09		
		34	1～5、8～28	61.28		
		35	1～5、7～14、16、18～20、23、37、39、41～45、52～58、65～68	65.61		
		36	8	0.12		
		38	1、3、6、12～15、17、19、24～29、31、33～38、40～42、47、49、50	65.55		
		39	1～3、7、9～18、20、23～29、32	90.55		
		40	1、3、10	35.52		
		41	1、4～10、12～16、24	45.98		
		42	8、10、11、13、25、26、36、39、46	12.80		
		43	3、4、9～11	26.56		
		44	1、7～9、11～13、17、18、20、23～27、31、33～40、46、49、51～56、60、62	63.68		
		45	3、5、7、10～19、21、24～29、32、33、35、37～39、42、44、46、48、49、51～65、70～73	95.90		
		46	2、6、8、9、11、16、18、23～27、34、35、37、39、45～49	65.34		
		47	1、2、43～47、49、50	15.80		
		48	2、5～11、13、19	25.44		
		53	1、5、7、9、11～13、16～23、25、29、31、32、35～38、40～43、47、48、52～56、59、60、63、64、68～70、73、74、76～79、81、82	87.20		
		54	12、13、15、18、27、28、30、33、39	30.40		
		59	2、4、5、7、8、29～32	32.32		
		73	47	3.16		
		79	92	0.26		
		92	18	0.78		
		96	全域	41.90		
		97	全域	172.03		
		98	1～8、10、11、14～19、23～30、33～78、83～85、88～97、101～109、111～118、121～125、127、129～131、134～145、147	145.00		
		99	1～5、7、8、10～13、15～29、31～35、44、47～54、56	37.63		
		100	1～6、8～15、17～25、27～45、47～82	162.28		
		合計		1,958.88		
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	96	13、17～20、22～25、27、29～32、34	7.40	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
	97		24、29～31、34～65、67～91、93～96、98～100、102、104～110、113、117～123、125、129、130、143、146～148、153、165、167～170、172、173、175～177、180～184、186～197、200、201	77.49		
	合計			84.89		
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	55	49～52、55、56、61～63、66、112、134、153、180～184	12.70	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
		合計		12.70		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	13	15	0.96	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
16			22、57	0.34		
27			53	1.24		
58			81～83	0.37		
69			3、59	0.60		
79			6、34、37	0.78		
81			全域	69.92		
82			7～12、14～29、69、71～73、76～79、88～93	90.00		
84			27～30、33～38、40～47、49、51、52、63～67	39.56		
85			49、54～57、61	5.29		
86			8、9、12、37、44～48、52、53、63、66	13.92		
89			104、105	3.07		

		合計		226.05	
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	13	11、46、83、88、89、106、107、112	2.93	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を 維持する
		16	17、24、30、58、60、79、80	11.84	
		20	17	2.19	
		27	2	0.36	
		36	4、58、74	0.60	
		42	15、40、42～45、47	9.48	
		44	10、29、42～45、47、48、50	8.32	
		53	39、46	1.66	
		54	45、46	1.00	
		69	60、61	0.32	
		70	68	0.52	
		73	84～86	2.92	
		74	8、48～51	1.52	
		85	2、17、31、32、52、53	3.96	
		86	51	0.44	
		87	19、21、24、33	4.68	
		90	28	0.72	
		91	31、35、72	1.68	
		97	58～63、91	2.28	
		98	126、132、133	3.96	
		99	14、30、45、46	2.28	
		100	46	2.88	
		合計		66.54	
	特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき 森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積 を維持する
		合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし		
		合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

（注3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上